

公益社団法人静岡県薬剤師会ホームページ 管理運用規程

平成 22 年 6 月 11 日 制定

平成 24 年 4 月 12 日 一部改正

(目的)

第 1 条 この規程は、インターネット上の公益社団法人静岡県薬剤師会（以下「県薬」という。）のWEBサイト（以下「ホームページ」という。）の管理及び運用に関し、必要な事項を定める。

(運用管理者)

第 2 条 県薬の総務部担当副会長（以下「担当副会長」という。）をホームページの運用管理者とし、運用管理者は次の事務を分掌する。

- (1) ホームページ全体の構成及びトップページ等の全体に共通するページを管理すること。
- (2) 情報の掲載期間、情報の内容及びデザイン等を定期的を確認すること。
- (3) ホームページの構成、検索ルート及び情報の内容を調整すること。
- (4) 新たに情報を掲載する場合の掲載範囲を調整すること。
- (5) その他運用全般に関すること。

(情報管理者)

第 3 条 県薬の理事の中から担当副会長が指名する者を情報管理者とし、情報管理者は次の事務を分掌する。

- (1) ホームページの内容を決定すること。ただし、次に掲げる事項については、担当副会長の承認を受けること。
 - ア 県薬の重要な計画に関する情報。
 - イ 県薬の財政状況に関する情報。
 - ウ 一般市民の関心の高い重要な施策に関する意見の公開に関する情報。
 - エ その他担当副会長が必要と認める情報。
- (2) ホームページに掲載した情報を適切に管理すること。
- (3) ホームページの運用等に必要 ID 及びパスワードを適切に管理すること。
- (4) 県薬の事業活動に関する情報の掲載の調整を行うこと。
- (5) その他ホームページの情報を管理すること。

(ホームページ担当者)

第 4 条 県薬の事務局に、ホームページの内容、作成及び更新の作業を担当するホームページ担当者を置くものとする。

2 前項に規定するホームページ担当者は、県薬の事務局長が指名する。

(基本コンセプト)

第 5 条 ホームページは、薬事衛生及び公衆衛生に関する情報を県薬の会員、医療関係者及

び一般市民に広く周知、PRするため、次の基本コンセプトに基づき作成するものとする。

- (1) 県薬の会員及び市民サービス的手段としてのホームページであること。
- (2) ホームページの特性を生かし、広く県薬の情報を提供するものであること。
- (3) わかりやすく、だれもがアクセス可能なホームページであること。

(掲載する情報)

第6条 情報管理者は、次の情報をホームページに掲載するよう努めるものとする。

- (1) 県薬の事業に関する情報及びサービス
- (2) 県薬の会員又は市民の閲覧に供するために作成された各種の書類、パンフレット、広報紙等の情報
- (3) 県薬の会員又は市民等に周知させることを目的として作成した情報
- (4) その他情報管理者が公益上必要と認める情報

(掲載の決裁)

第7条 ホームページに掲載しようとするときは、新規、更新を問わず、ホームページの運用管理者及び情報管理者の決裁を得てこれを行うものとする。

(掲載する情報の制限)

第8条 ホームページに掲載する情報は、広報の公共性、中立性及び品位を損なうおそれがないもので、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令及び条例等に違反する（違反する恐れがある）もの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 県薬の名誉をき損し、及び信用を損なうもの
- (4) 個人、団体等を誹謗中傷する内容のもの
- (5) 著作権、知的所有権、肖像権等を侵害するもの
- (6) 政治活動、宗教活動、選挙運動等に関する内容のもの
- (7) 営利を目的とするもの。ただし、担当副会長が特別に掲載することを認めるものを除く。

(個人情報制限)

第9条 個人情報に関わる内容の掲載については、次に定めるところにより行わなければならない。ただし、当該個人が本人の個人情報に関わる内容の掲載について了承した場合は、この限りでない。

- (1) 個人名等の掲載は、必要最小限に留めること。
- (2) 個人を識別できる写真及び映像は、本人が不利益を被ることがないことが明らかな場合を除き掲載しないこと。
- (3) 個人の電話番号及び電子メールアドレスは、原則として掲載しないこと。

(他ホームページからのリンク)

第10条 他のホームページからのリンクは、リンク先のホームページの内容が第8条第1号

から第6号のいずれかに該当すると判断される場合を除き、原則として自由とする。

2 ホームページへリンクしようとするときは、原則としてトップページにリンクするものとする。

(他ホームページへのリンク)

第11条 ホームページから他ホームページへのリンク先は、次に該当するものとする。

(1) 国及び地方公共団体

(2) 県薬の関係機関及び団体

(3) 大学、試験研究機関及び公益法人

(4) 第8条第1号から第6号までの規定に該当しないもの

(5) その他ホームページの利用者の便宜上有益なものと運用管理者が認めたもの

2 県薬は、リンクしている他のホームページの内容に関して一切の責任を負わない。

3 県薬は、リンクしている他のホームページの内容が第1項第4号に該当しないこととなった事実を知り得た場合は、速やかにリンクを削除する。

(電子メール利用の原則)

第12条 ホームページを閲覧する者が電子メール(以下「メール」という。)を用いて県薬に意見、照会等を行う場合は、その者の氏名、住所、電話番号等を明記して行わなければならない。

(メールの取扱い)

第13条 受信メールは、県薬の事務局において処理する。

2 メールは、原則として非公開とする。ただし、県薬の会員及び市民の関心の高い重要な施策に関する意見については、主旨をホームページ又は県薬の会報等で公開することができる。

(セキュリティ及びシステム管理)

第14条 県薬は、ホームページの安全な管理運営に努めるとともに、個人情報の流出防止のため、物理的及び電子的に適切な手段を講ずるものとする。

2 ホームページは、県薬の事務局長がシステム管理を行うものとする。

(個人情報の収集管理)

第15条 県薬は、ホームページを通じて個人情報を収集する場合は、収集の目的を明らかにして必要最小限の範囲で収集するものとする。

2 県薬は、ホームページを通じて収集した個人情報は、あらかじめ明示した収集目的を超えて利用し、又は外部への提供をしてはならず、保有の必要がなくなった個人情報は速やかに廃棄するものとする。

(委任)

第16条 この規程に定めのない事項は、会長が理事会の決議を経て処理する。

(規程の制定及び改廃)

第 17 条 この規程の制定及び改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成 22 年 6 月 11 日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年 4 月12日から施行し、平成24年 4 月 1 日から適用する。